

支えあうコミュニティ 持続可能な未来

武蔵野市議会議員 内山さと子

活動報告 2019 新春号

内山さと子&のびのび歩む会

〒180-0012 武蔵野市緑町 2-3-A9-506 TEL080-3758-1057

Email satochi@y8.dion.ne.jp <http://satoko-uchiyama.mond.jp>



いっしょに考えませんか？ 議員の役割とは、報酬は

今年、4月に統一自治体選挙、7月に参議院選挙が予定されています。亥年は、12年に1度政治に大きな変化が起きる年と言われています。議員の資質や良識、お金の使い道がたびたび問題になっていますが、選ぶのは有権者。まず、暮らしに最も身近なまちの議員について考えてみませんか。

市議会議員は「地方公務員」

公務員というと、市役所などで働く職員を思い浮かべますが、選挙で選ばれる市長や議員は特別職の地方公務員（地方公務員法第3条）です。公務員は憲法15条に定められた「全体の奉仕者」です。

報酬は誰が決める？

武蔵野市では、特別職報酬等審議会（*）が一年おきに開かれて、市長の給料や議員の報酬等について審議されます。給料や報酬、期末手当は条例で定めることになっており、この審議会答申を受けて、市長は条例を提案し議会の判断を求めます。現在は、月額市長103万円、議長67万円、副議長60万円、議員55万円（すべて税込）です。

報酬額について経緯を調べると、ちょうど50年前、全国市議会議長会が、市議会議員の報酬基準額について「議員報酬を市長給の概ね1/2に該当する課長給を最低基準とすることが適当」と発表したことによると考えられています。

議員はどのくらい、市民参加で議論しよう

現在、市では自治基本条例、議会は議会基本条例の検討を進めています。両条例には、議会・議員の原則や役割も明記されます。自治基本条例骨子案には、議員は、地域課題や市民意見の把握に努め、多様な意見を代表し、市民全体の利益を追求するとあります。

市長も議員も公務員であり、特定の人や団体のためではなく、市民全体の福祉の向上を目指さなければなりません。議員は自らを省み、市民は監視・評価をし、議員の役割とは何か、それに伴う報酬についてどうあるべきか、議論が必要と考えます。

*特別職報酬等審議会の会議録は市HPで公開しています。



文教委員会「小中一貫教育に関する視察報告&意見交換会」

2017年4月23日、市議会初の正式な意見交換会として開催。

市民、教育関係者らが参加し活発な意見交換がされた（武蔵野プレイス）。

当日の資料・概要などは、下記市議会HP

http://www.city.musashino.lg.jp/shigikai/shigikai_gikaikatsudo/1015972.html